**Ｒ７玉置神社出張所の産業廃棄物収集運搬・中間処理委託　仕様書**

１、委 託 名 ：Ｒ７**玉置神社出張所**の産業廃棄物収集運搬・中間処理委託

２、委託内容　：**玉置神社出張所**の修理作業に伴い、Ｒ７年度に排出する産業廃棄物の収集運搬及び中間処理を産廃許可業者に委託する。

３、コンテナ設置場所：**吉野郡十津川村猿飼２７４　玉置神社出張所内**

※設置日時・場所は同出張所と打ち合わせのうえ設置すること。

４、産業廃棄物の種類：産業廃棄物の大部分は木くず類。石綿・水銀使用製品は含まれない。

**廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ゴムくず、ガラスくず等、**

**工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物**

●その他、複数の品目に該当する分別が難しいもの

**特になし**

５、業務の区分

１）事務所の業務：産業廃棄物を種類毎に可能な範囲で分別し、コンテナに収納する。

２）業　　　　　　者：コンテナが満杯または積載重量限度になれば収集運搬し、中間処理する。

６、コンテナ容量：　４ｔコンテナ（８㎥）以下とする。

７、予測処理量：　４８㎥

８、コンテナ収集：　コンテナ収集は、依頼のあった日から７日以内に実行すること。

９、委　託 期 間： 契約締結日～令和８年３月３１日

１０、見　　積　　額： １㎥当たりの見積処理単価を記入すること。

　　　　　　　　　　　　　なお、設置料及びリース料は徴収しないこと。

　　　　　　　　　　　　　予測処理量と実質処理量の増減による見積単価の変更は行わない。

　　　　　　　　　　　　　最終引取時及び積載荷重限度により満載できない場合についても、実際の容量に１㎥当たりの処理単価を乗じた金額とする。

１１、支　　払　　い：委託業務は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認し、確認後委託業者からの請求により支払う(請求日より３０日以内に支払)。

＜別　紙＞

|  |
| --- |
| 　公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）　本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。１　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。２　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。イ　健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。ウ　厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。３　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。 |